

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年5月11日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八東水字短尾2707 - 162 外1筆（7,265平方メートル）	砂（21,326立方メートル）	採取の期間	平成23年3月10日から平成24年3月9日まで	平成23年3月10日から平成25年3月9日まで	平成24年3月8日
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市賀露町西二丁目2670 - 1 外2筆の一部（2,629平方メートル）	砂（7,443立方メートル）	〃	平成23年3月30日から平成24年3月29日まで	平成23年3月30日から平成24年6月30日まで	平成24年3月14日